

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-4
提出年月日	令和5年6月6日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-取りまとめた資料-1	1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項 「c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの」の下段の「土」の記載を削除しました。	比較表のみ
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-2	「大飯発電所3/4号炉」欄 「【比較のため順番を変更して記載】」を追記。	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-31	第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表 DB/SA設備(緑枠)の対象を追加しました。 ・無線連絡設備(携帯型)の充電式電池又は乾電池 ・携行型通話装置の乾電池	比較表のみ
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-38	第2.2-1図 通信連絡設備(発電所内)の概要 文章記載に合わせて、図を見直しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-15	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-48	第2.4-1図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)の概要 判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-19	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-55	第2.6-1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備 無線連絡設備(携帯型)、携行型通話装置及び衛星電話設備(携帯型)の「非常用電源設備又は無停電電源等」欄の「充電式電池」「乾電池」については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備であるため、緑枠で囲みました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-25	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-56	2.6-2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備 衛星電話設備(携帯型)の「非常用電源設備又は無停電電源等」欄の「充電式電池」については、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する設備であるため、緑枠で囲みました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-26	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-59	第2.7-1図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震性の概要 判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8.0)	35条-28	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8.0)	35-69	参考第2-2図 「操作, 作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (1/2)  以下の記載を修正しました(下線部参照) ・現場(屋外)の欄に「※2」を追記 ・欄外に「※2:モニタリングに係る作業を含む」を追記 ・現場(屋外)にモニタリングに係る作業を含めたことから, 放射能観測車の欄に記載の「保安電話(携帯)」を削除	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8.0)	35条-参考-5	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8.0)	35-70	参考第2-3図 「操作, 作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)  以下の記載を修正しました(下線部参照) ・現場(屋外)の欄に「※2」を追記 ・放射能観測車の欄から, 「可搬モニタリング(屋外)」を削除 ・欄外に「※2:モニタリングに係る作業を含む」を追記 ・下段表の上部に記載の表題「重大事故当時における通信設備必要台数」を削除 ・下段表の無線連絡設備(携帯型)の台数を「9台」から「13台」に見直し	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8.0)	35条-参考-6	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8.0)	35-73 35-81 35-96	「大飯発電所3/4号炉」欄  大飯発電所3/4号炉の参考資料番号の誤植を修正。資料番号の後に「.」(ピリオド)を追記しました。 ・「参考3」⇒「参考3.」 ・「参考5」⇒「参考5.」 ・「参考6」⇒「参考6.」	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8.0)	35-74	参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要  携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8.0)	35条-参考-8	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8.0)	35-74	参考第3-1表 携行型通話装置を使用する通話場所の例  携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8.0)	35条-参考-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-75	参考第3-2表 各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置の台数  携行型通話装置の操作場所のうち「原子炉建屋」を「周辺補機棟」に修正しました	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-9	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-80	参考第5-1図 緊急時対策所におけるSPDSパラメータ表示の概要  34条における緊急時対策所指揮所のレイアウトの修正を反映しました。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-13	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-81	参考6 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)のデータ伝送概要と確認できるパラメータ  「、」を「, 」(カンマ)に修正しました。(下線部参照) (旧)バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。 (新)バックアップ対象ではないプラントパラメータについては、今後バックアップライン他から収集できるプラントパラメータ対象範囲を検討し、増加する予定である。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-14	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-83	参考第6-1図 データ収集計算機のデータ伝送概要  判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-15	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-17~20	図表番号を修正しました。	まとめ資料のみ
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-91	参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要  判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-22	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 8. 0)	35-101	参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様  ディーゼル発電機の台数欄の記載について、以下のとおり変更し適正化しました。 (旧) 参考 (新) 備考	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.8.0)	35条-参考-28	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.8.0)	35-102	参考9 緊急時対策所における通信連絡設備の電源について  燃料タンク(SA)を設置する方針としたことに伴い、以下のとおり追記しました(下線部参照) (旧) 緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基(合計540kL以上で管理)に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給(保守的に定格運転を想定)した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。 (新) 緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基(合計540kL以上で管理)に備蓄する燃料を、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて、又は燃料タンク(SA) 1基(50kL以上で管理)に備蓄する燃料を、可搬型タンクローリーを用いて補給する。ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)は、屋外に設置され、重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給(保守的に定格運転を想定)した場合、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基及び燃料タンク(SA) 1基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.8.0)	35条-参考-28	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.8.0)	35-111	「大飯発電所3/4号炉」欄  以下の誤植を修正しました(下線部修正) (旧) 塵耗による部品の交換や注油等 (新) 塵耗による部品の交換や注油等	「大飯発電所3/4号炉」欄の修正 比較表のみ
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.8.0)	35-112	参考第15-2図 データ伝送設備(発電所内)の設備分類概要図  判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.8.0)	35条-参考-38	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.8.0)	35-113	参考第15-3図 データ伝送設備(発電所外)の設備分類概要図  判読性向上のため、全体的に図を見直しました。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.8.0)	35条-参考-38	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.8.0)	35-115	参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方  主要設備欄の誤記、「無線通話装置(携帯型)」を「無線連絡設備(携帯型)」に修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 8. 0)	35条-参考-40	同上	